

予算決算委員会総務分科会会議録

- 1 期 日 令和4年6月23日(木)
- 2 会 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午前9時29分
- 4 閉会時刻 午前10時39分
- 5 出席者 主 査 寺田 幸弘 副 主 査 藤澤 恭子
委 員 草賀 章吉 委 員 山本 行男
委 員 鈴木 久裕 委 員 鷺山 記世
- (当局側) 理事兼総務部長、企画政策部長、協働環境部長、参与兼監
査委員事務局長、議会事務局長、所管課長
- (事務局) 議事調査係 山崎貴哉
- 6 審査事項
- ・議案第79号 令和4年度掛川市一般会計補正予算(第3号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第2款総務費
第9款 消防費
 - ・議案第89号 令和4年度掛川市一般会計補正予算(第4号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
 - ・議案第80号 掛川市税条例等の一部改正について
 - ・議案第81号 掛川市都市計画税条例の一部改正について
- 7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和4年6月23日

市議会議長 松 本 均 様

予算決算委員会総務分科会 主査 寺 田 幸 弘

議 事

午前9時29分 開議

○主査（寺田幸弘） おはようございます。

ただいまから予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

昨日の文教厚生分科会、それから環境産業分科会に引き続きまして、最後の分科会ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

本日、当分科会に分割送付されました議案は、議案第79号 令和4年度掛川市一般会計補正予算（第3号）をはじめ4件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

審査に入る前に、私から1点御了承いただきたい点がございまして。

通常、議案番号順に審査を進めていくべきであります。効率よく議事を進行するため、お手元に配付してある審査順序にて、審査を進めていきたいと思ひますが、よろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

次に、当局より説明資料の配付申出があり、主査において許可いたしましたので、お手元に配付して、サイドボックスに掲載いたしました。

また、発言の際には、挙手の上、主査の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて発言するようお願ひします。

また、質疑においては、説明を求める場合、まずは議案等のページ及び款、項、目等を示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願ひし、一問一答方式でお願ひします。議案に関係のない質疑や意見は控えていただきますようお願ひいたします。

また、傍聴の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、審査に入ります。

議案第79号 令和4年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入中所管部分、歳出中第2款総務費、第9款消防費を議題とします。

それでは、財政課の説明をお願いします。

増田財政課長。

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

ただいまの財政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） これについては、もう 2分の 1ということで確定しているんですよね、この補助率って。

○財政課長（増田忍） はい、そうです。

○委員（鈴木久裕） 分かりました。

○主査（寺田幸弘） その他質問は、質疑はございませんか。
よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） それでは、質疑を終結します。

次に、市税課の説明をお願いします。

鈴木市税課長。

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

ただいまの市税課の説明に対する質疑をお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 財政課に聞いたほうがよかったと思うんだけど、これ、今回の財源更正することになった理由というか、しなきゃいけない、何かその辺りの説明をお願いします。

○主査（寺田幸弘） 鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里） 今回の住民税額シミュレーションシステムがデジタル田園都市国家構想推進交付金の事業に該当するもので、交付金を有効に活用することとして、今回、この財源を更正することといたしました。

○主査（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 要は、先ほど、創生臨時交付金のほうをほかの事業に回すようにしたからということですね。そういうことでいいですか。

○主査（寺田幸弘） 増田財政課長。

○財政課長（増田忍） 財政課です。よろしくをお願いします。

今、御質問のあったとおり、コロナ対応臨時交付金のほうが充当する事業に関しては範囲が広いものですから、このデジタル田園都市交付金をまずは本事業に充当させていただいて、コロナの交付金を幅広く活用させていただきたいということでございます。

○主査（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

その他、質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

次に、D X推進課の説明をお願いします。

中村D X推進課長。

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

ただいまのD X推進課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） 1番のまずこのチャットボットシステムですね。具体的にどんなことというような流れだとかであるのか、ちょっと教えていただきたい。

○主査（寺田幸弘） 中村D X推進課長。

○D X推進課長（中村光宏） 現在のホームページにも、右下にきんじろう君がいて、自動回答システムといって、質問に対して自動的に誘導できたり、回答していただけるようなシステムになっております。

今回、何が違うかという、現在、ホームページは多言語で対応しておりますけれども、LINEは日本語でしか対応していないという部分もありまして、生活支援のために、外国人の方でも利用できるように、5言語を用意し、生活分野など検索されることが多い場面で、目的にたどり着けるようにチャットボットシステムを採用するということになります。

○主査（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） ただ、ホームページを見ていて、ホームページは日本語ではないですか。彼らというのは、その必要などころには、分かるのかな。全て日本語の中にそれが入っているわけでしょう。

○主査（寺田幸弘） 中村D X推進課長。

○D X推進課長（中村光宏） 現状のチャットボットシステムは日本語しかないんですけれども、今回改めて、日本語、英語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語の5言語に対応して構築いたします。

○主査（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

○D X推進課長（中村光宏） あとホームページは現状でも多言語に対応してありますので、今回

はその検索機能として、目的にたどり着くために、音声自動回答システムを多言語で構築するということとなります。

○主査（寺田幸弘） その他質問、質疑はございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 下の2番についてですけれども、26が15と11ということですが、これでも子育て関係の、介護関係の手続はほぼ全部カバーしていると。もしそうではないとしたら、どういう基準で事業の選択、業務を選択されているのか教えてください。

○主査（寺田幸弘） 中村DX推進課長。

○DX推進課長（中村光宏） 今回の26手続というのは、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画の中で特に優先すべき手続として挙げられた26手続になります。その手続を令和4年度末までにオンライン化をすると、その構築費用について2分の1の補助金があるということで、市としては優先してやっています。

○主査（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） これは事前に聞いてくべきことなのかもしれないけれども、また26の事業のまた一覧をお願いします。

○主査（寺田幸弘） 中村DX推進課長。

○DX推進課長（中村光宏） 資料という形で御提供すればよろしいですか。

○委員（鈴木久裕） はい。

○DX推進課長（中村光宏） では、提出させていただきます。

○主査（寺田幸弘） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） このシステムをつくるというのは、どの自治体も別々にやっているわけ。

○主査（寺田幸弘） 中村DX推進課長。

○DX推進課長（中村光宏） 現状はそうです。既存の基幹システムにつなげるための構築をそれぞれするというので、今、進めておりますマイナンバーカードにより、マイナポータルから手続をして基幹システムにつなげるということになりシステム標準化の関係でも今回構築するシステムを利用しますので、別々ではありますけれども、標準化に向けても活用されるということで御了解をお願いします。

○主査（寺田幸弘） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） 私には分からないけれども、ただ、窓口システムが、この基幹システムは国の金で全部やってくると。例えば、ここまではね。その後、では、その各自治体がね、こういった

ことをこのそれぞれやっていくというところに金がかかってくると、こういうことですか。いや、こういうことをやらない自治体もあるということ。でも、掛川市は子育てとか介護のものを早くやりますよということだけ。

○主査（寺田幸弘） 中村DX推進課長。

○DX推進課長（中村光宏） 全体としては、市長が申し上げています手のひら市役所の実現ということで、いろんな手続、申請関係とかでスマートフォンやインターネットからできるようにしていきます。

今、国がマイナンバーカードを使って、主には個人認証が必要なケースの申請につきましては、マイナポータルからぴったりサービスを使ってやりますので、例えば個人情報を必要としないような申込みはまた別のシステムで構築しております。とにかく、国は今、マイナンバーカードの推進をし、マイナンバーカードでできる手続を増やしている関係で必要とする方が多い子育てや介護関係の26手続をまずは優先するということですので、その他の手続につきましては、順次オンライン化を進めていきたいと思っております。

○主査（寺田幸弘） 山本委員。

○委員（山本行男） 関連で、今、課長が、説明聞いているだけでもよく分からんみたいな、これは、若い子育て世帯の方たちが恐らくスマホとか、そういうのに慣れているから、あれでしょうけれども、ちょっと感情的な話になってくると、そういう部分でマイナンバーカードですね、云々というようなこととか、認証が要らないよとか、そこら辺の使い勝手というのがかなり楽にできるようになるんですか、これは。そこまで入り込んでいくんですか。

○主査（寺田幸弘） 中村DX推進課長。

○DX推進課長（中村光宏） 後ほど、資料を御提出しますが、例えば、児童手当の現況届であるとか、要介護、要支援認定の申請とか、26手続になるんですけれども、今まで紙で提出していたものを、スマートフォンやインターネットから申請ができるということになりますので、もちろん市民の方にとっては、紙を市役所へ届けなくても、スマートフォンの個人認証で申請ができるということであると思っております。受け取る市役所側につきましても、例えば児童手当の現況届は、昨年度でいいますと、9,000件出ております。それが全部そうなるとは思いませんけれども、電子申請によって自動取り込みされることで、事務処理軽減になるとか、手続の連携ができるということをやっております。

市では、手のひら市役所を目指しておりますので、国の施策として、マイナンバーカードを使った手続を推進していくということもありますし、我々としては、その他のことも含めて、全部の手

続をなるべくスマートフォンとか手のひらでできるような形でやっておりますので、国がマイナンバーカードで進める業務は、国のほうの手続を活用しながらやらせていただき、それ以外は、ほかの電子申請システムを活用しながら、なるべく市民の方が市役所へ来なくても手続できるようにしていきたいと思います。

○主査（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

26の一覧は出していただいて、そして、いろいろな形でどんなものかということを確認していただいた後ということで、よろしいですか。

藤澤副主査。

○副主査（藤澤恭子） ありがとうございます。

同じところで、本当にこの手のひら市役所、特にこの優先順位の強い子育て世帯とか、介護の方というのは、なかなか家を空けることもできないし、置いていくこともできないし、非常にこのところを優先して、システムの構築をしていただけるということで、ありがたいなと思っております。

この先もいろいろな手続がこのようにシステム化されていくかと思うんですが、1つずつこの申請書、申請ができるようにしていくごとに、委託手数料というのは1つずつこう加算されていくものなんでしょうか。1つのこの大きな枠でシステムをつくってしまうので、数の変更によってシステムの委託料というのは増したりするものなのかちょっとお伺いしたいんです。

○主査（寺田幸弘） 中村DX推進課長。

○DX推進課長（中村光宏） 外から市役所へ入ってくる入り口としては、今回のシステム構築によって、26手続以外の手続についても入って来られます。ただ、例えば税の照会をしたり、障がいを持っているか否かとか、庁内の連携につきましては、申請の内容によって異なる部分もありますので、庁内の連携をするために若干のシステム変更とかが発生する可能性はあります。

○主査（寺田幸弘） 藤澤副主査。

○副主査（藤澤恭子） では、今回、このシステム開発というところできてしまえば、あとは追加ということで、さほど大きなシステムの変更というのはないという感覚でよろしいでしょうか。

○主査（寺田幸弘） 中村DX推進課長。

○DX推進課長（中村光宏） 最初に入ってきてシステムとかと連携するところ、あと、いろんな申請を管理するところが一番コストがかかるので、その部分はある程度これで完了できるということで、あとは、事業によって今のままではできない部分がある場合は、若干の変更をさせていただくことはあります。

以上です。

○主査（寺田幸弘） その他質疑はありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 2つお聞きしたいんだけど、今度、基幹業務、標準化されて、ノンカスタマイズんだけど、これ、今、載せるのはうちのオリジナルではないと。それに、今、つくってあるその載せたいとって、お金は発生しないというか、新たにつくり込みをしなくても、そのまま載せられる、そんなイメージですか。

○主査（寺田幸弘） 中村DX推進課長。

○DX推進課長（中村光宏） 今回のマイナポータルから入ってくる手続きにつきましては、そちらも国の標準仕様書には示されており、これからやる標準化システムでもその部分は使えますので、システム自体は活用できるということになります。

○主査（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 若干の修正でという、全くそのままスポンと載せられるんですか。

○主査（寺田幸弘） 中村DX推進課長。

○DX推進課長（中村光宏） 現状、まだ標準化システムの仕様が出てきていない部分もありますので、ここでゼロとは申し上げられませんが、国のやることに対して、もちろん市町村も意見を言い、無駄にならないように要望していきますが、もしそうなった場合は、国からお金を補償してくれるとかいうことも、要望していきたいと思います。

○主査（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） それはぜひ要望はしていけないといけないので、そうしていただきたいと思っています。

あともう一つ、このシステムのレベルなんだけれども、先ほどの例えば児童手当の現況届をやるよと。そうしたら、この人、当然今月来ている、来るべきなのに来ていないねというのに対しては、どう判別して、催促するとか、そういうことまで想定しているのか、それとも、出てきたやつだけ処理して、出てこないやつはしようがないなというレベルで行くのか、どのぐらいまで想定しているのか。

○主査（寺田幸弘） 中村DX推進課長。

○DX推進課長（中村光宏） 何でもかんでも自動化できるかということなんですけれども、もとの目的はとにかく紙をなくすことと、申請手続を簡略化して、市役所へ行かなくてもできるということになりますので、子育てでしたら、こども希望課が本来紙でもらってそれを担当者が打っ

ていたもの、自動で入ってきたもの、例えば現況届で言えば九千何件のうち、何件が今既に入ってきているかということは分かりますので、その後の催促は、担当課のほうで連絡する形にはなりませんけれども、割合として、紙で入ってくる分よりも自動で入ってくる分が増えていけば、その分、ほかの業務に職員が充てられるということになりますので、まずはそこを目指したいと思います。

○主査（寺田幸弘） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） 例えば、そういったデジタル化を進めていくのではないですか。で、基本的な姿勢として、従来のその開発分、例えば申請主義というかね。申請しないと行政というのはなかなか手を出してこないけれども、それで、最近はプッシュ型なんていう方針も言っているの、基本的にどこに線を置いてやっているのか。従来どおり申請方式で、申請しない人は知らないよというふうな方針なのか、その辺は何か明確なものはあるんですか。

○主査（寺田幸弘） 中村DX推進課長。

○DX推進課長（中村光宏） 国のマイナポータルもそうですけれども、将来的には、手のひら市役所としては、申請を受けるだけでなく、こちらから通知をするという機能も目指しています。というのは、例えば、40歳を超えて、特定健診があるよという方に対して、本年は特定健診の年ですよという案内が、今までは紙で来ていたのが通知で来て、そのままスマホを使って申請をして、また結果が来るといようなことが最終的な目的になります。それもやはり、個人が特定できて、マイナポータルとスマホ連携していないとなかなか難しいんですけれども、将来的にはそういったことまで一切電子でやっていけるような形を目指しております。

○主査（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） やっぱり目指すところ、職員の人もそうなんですけれども、この人来ていないよねというのは、ぺらぺら探すのが一番で出てきたやつになって、そこからはやっぱり手で催促するのかよく分からないけれども、いいんですかということの確認せざるを得ないんですね、今。救おうとすれば。やっぱりそのRPAではないけれども、そこまでやっぱり、期日まで出てこなかったら、念のために1回はプッシュするとか、その辺がね。全体のサービス水準、これに限らずだけれども、そのところは企画でちょっと中心になって、どこら辺までやっていくのか。考え方によっては、物すごく優しい市だねということになるかもしれないので、これ、今回はそこまでは担当課に聞かないと分からないということだけれども、全体、これから目指す中で、押すとかちょっとその検討をしてもらいたいなとは思いますが。

○主査（寺田幸弘） 平松企画政策部長。

○企画政策部長（平松克純） 目指すところは、当然、そこを目指さなきゃいけないと思っていま

す。先ほど、課長も申したように、こういうシステムを入れることによって、職員の業務量も削減できる。で、そこの空いた時間にそういう今までなかなか忙しくてできなかった市民に対してのサービスを行うということができるようになっていくはずですので、そこも含めて、今後、こういう手のひら市役所、入り口を今回つくるということで、あと、次のサービスをどうするか。それをまたデジタル化すれば、またそこが整備されるという、だんだんステップを踏んでいかなきゃいけないと思っていますので、その辺、企画中心に考えて、市民がいかに便利になるかというところで考えていきたいと思っています。

○主査（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 繰り返しになるけれども、これが最初に入ってきた時点なので、なるべく今並行して進めないと、今後、ばらばらばらばら入って行ってということになるんで、企画で音頭を取って、それについてしっかりリーダーシップして、全体を調整していただければ。

○主査（寺田幸弘） そのほか質疑ございませんか。

〔「以上です」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

以上で質疑を終結いたします。

次に、危機管理課の説明をお願いします。

赤堀危機管理課長。

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

ただいまの危機管理課の説明に対する質疑をお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） よろしいですか。

以上で質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで、委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） 企画政策部長がいらっしゃるから、せっかくだから、先ほどのデジタル化の話の中で、先ほども言われたような、誰も取り残さないというこの考え方、これがデジタルに乗り遅れるのではなくて、全てのいろんなその行政サービスがより取り残す人をなくすようなデジタル化はぜひ推進してほしいと、こういうようにすると、大体先ほどの方針が決まってくるのではないかなということだと思います。

○主査（寺田幸弘） 今、草賀委員からの意見に対して、意見のある方はいますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） まさにそのとおりで、これまでの申請型待ち型からプッシュ型にね。特にこのDXを使ったものはそれに、そこまでできやすくなるという話だから、そういう気持ちを入れてやっていただければと思います。

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

そのほか御意見のある方は。

山本委員。

○委員（山本行男） 私も、先ほど説明を聞いて、そういうことに準じ、草賀委員がおっしゃったような中で、やっぱりやっていただくと。当然、そういうことも入っていると思うんですけども、それと加味しながらやっていただきたいという。同感でございます。

○主査（寺田幸弘） そのほかございますでしょうか。

藤澤副主査。

○副主査（藤澤恭子） 私も、皆さんと同感です。

今のところ、まだ見えているのはデジタル化されているだけなので、これがどうトランスフォーメーションしていくかというのを非常に楽しみにしているところですが、そこまでの道のりがどれくらいかかるのかなど。本当に変革していくまで、どれくらいのスパンを考えているのかなどいうところは少し気になるころではありますが、目指すところはそこということで、非常に期待しているところではあります。

以上です。

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

そのほか御意見ございますでしょうか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） もう一つ、デジタル化、それはいいんですけども、それを急ぐ余り、無駄な投資をダブってしないようにぜひと思っているのがね。

それから、ちょっと気になったのは、基幹システムはここまで国がやってくると、それを先行していろんなことをやっていくと、本当に無駄にならないのかと。各市町のそんなふう金ぼんぼん使っているのかなという感じも一方で受けるので、国の基幹システムが早く整理された上で、それにどう乗っていくかということでない、やっぱり首長もそうですけれども、少し功を焦っていても困るかなという感じがします。

○主査（寺田幸弘） ただいまの草賀委員の意見に対して、何かございますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） まさにそのとおりで、二重投資とかにならない、そこはやっぱり留意しながら。

○主査（寺田幸弘） そのほかございますでしょうか。

藤澤副主査。

○副主査（藤澤恭子） 私もそう思います。投資もそうですけれども、やっぱりその周りの状況を見て、なるべく早く早くというのはもちろんなんです、いろんな課題がどんどん出てくるかと思えますので、そこら辺は把握しつつ、ちょっと慎重になるところは慎重にということも大事なかなと思っております。

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

〔「いいです」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） ただいまの委員間討議では、まず、デジタル化に当たっても、誰もが取り残さないということをやっぱり意識して、進めていただきたいという 1点。

それから 2点目、急ぐ余りに無駄な投資をしていかないと、こういうことが、意見が出てまいったということで、そういう意見が出てまいりました。

この点については、予算決算委員会へ報告をさせていただきたいと思います。

それでは、分科会として意見を決めたいと思います。

議案第79号の原案は、妥当ということでよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 原案は妥当とすることに決定いたしました。

次に、議案第89号 令和 4年度掛川市一般会計補正予算（第 4号）について、第 1条、歳入歳出予算の補正、歳入中、所管部分を議題とします。

それでは、財政課の説明をお願いします。

増田財政課長。

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

ただいまの財政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今の御説明をお聞きして、限度いっぱいということで、執行を見た余裕分として、単費を基金に繰り入れるのではなくて、もうこれは入れざるを得ない、だから入れざるを得ないので、一億何とかは、1,400万はみんなこうしている、そういう考え方でいいですか。

○主査（寺田幸弘） 増田財政課長。

○財政課長（増田忍） 今、委員がおっしゃったとおり、今後の執行残に備えてということもございます。また、この交付金を確実に活用できるように、また、今回、予算の事業費につきましては、一定の事業効果が得られるような予算規模の確保を図ったということも御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○主査（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 念のため確認ですけれども、これも順番があるとすると、交付金分をその執行の結果として、交付金分を先に括っとして、残りがこっちの単費の分から持ってくる、そういうことでいいんですね。

○主査（寺田幸弘） 増田財政課長。

○財政課長（増田忍） はい、委員おっしゃるとおりです。

○主査（寺田幸弘） その他質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） それでは、質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 制度を活用して、国の交付金を最大限活用してということで、よく工夫をしていただいているなというふうに思います。

○主査（寺田幸弘） ということでございます。ありがとうございました。

鈴木委員からの意見に対して、意見のある方はありますでしょうか。

大丈夫ですか。

それでは、鈴木委員の有効に活用してほしいということできたいと思います。

○委員（鈴木久裕） してほしいではなく、しているなということです。

○主査（寺田幸弘） 承知いたしました。

それでは、分科会として、意思を決めたいと思います。

議案第89号の原案については、妥当ということによろしいでしょうか。

[「いいです」との声あり]

○主査（寺田幸弘） 原案は妥当とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

次に、議案第80号 掛川市税条例等の一部改正についてを議題とします。

それでは、市税課の説明をお願いします。

鈴木市税課長。

○主査（寺田幸弘） ありがとうございました。

ただいまの市税課の説明に対する質疑をお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 法改正に伴う全国的なもので、全部準則どおり、一応、できた話ということによろしいですか。

○主査（寺田幸弘） 鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里） はい、準則どおりです。ただし、固定資産税に係る課税標準の特例措置については、国が示す参酌基準に基づき設定しております。

○主査（寺田幸弘） そのほか質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） では、そのわがまち特例のところね。この資料の4ページの第1項と第23項に該当するんですかね。ちょっとここの参酌基準というのと併せて、この基準を定めた考え方を教えてください。

○主査（寺田幸弘） 鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里） 第2項の参酌基準は、地方税法等において、5分の4を参酌して、10分の7以上10分の9以下という規定となっております。第23項においては4分の3を参酌して、3分の2以上6分の5以下となっております。

設定した理由としましては、対象となるものの基準としたというところと、第23項については、ここに記載したように、指定された河川が現在のところないので、今後、それに対応するように標準の割合を設定させたというところです。

○主査（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 一応、確認ですけれども、第2項の分は真ん中を取った、第23項はその標準をそのまま取った、そういうことなんですか。

○主査（寺田幸弘）　お願いします。

○資産税課長（榛葉浩介）　資産税課です。

固定資産税に係る部分になりますので、私から説明をさせていただきたいと思います。

第 2 項につきましては、もともと参酌基準どおりの 4 分の 3 を使っておりましたので、今回、地方税法の改正により、その参酌基準が 5 分の 4 に変更されたことで、そのまま参酌基準の変更に合わせてということでもあります。

また、第 23 項につきましては、市内にこの特例措置の対象となる区域というものがまだ指定されておりませんので、その考慮すべき本市特有の事情というものはまだ存在しないため、参酌基準の 4 分の 3 を採用するという考えであります。

以上です。

○主査（寺田幸弘）　よろしいでしょうか。

そのほか質疑はございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　質問というより、総務部長にですけれども、今回、こういう資料を出していただいて、非常に説明も聞きやすいのと、また、今後ともこういう御努力を、工夫をしていただけるとありがたいんですけれども。

○主査（寺田幸弘）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

鈴木委員、お願いします。

○委員（鈴木久裕）　はい。基本的に国の準則どおりで、この特例のところも、基本的な基準をそのままということなので、特に全くよろしいかと思えます。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員からの意見に対して、意見のある方はございますか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉）　これって、税金の例ですけれども、別に我々は詳しいわけではないので、こういうような説明書をつくってくれたり、また、もうちょっと具体的に説明いただくと本当によく分かるんですけれども、議案だけでいくとほとんど分かりにくいと、どこをどういうふうに変わるのかが分かりにくいけれども、これは本当にありがたいですね。これをもうちょっと丁寧に説明

していただくと、もっとうれしかったな。

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

そのほか意見ございますでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） それでは、ただいまの委員間討議では、こういう形で説明が出てきて、非常にありがたかったと。さらに努力を重ねて、見やすく、委員に分かりやすい資料を提供していただきたいということを予算決算委員会で報告させていただきます。

それでは分科会として、意見を決めていきたいと思います。

議案第80号の原案については、妥当ということによろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 原案は妥当とすることに決定いたしました。

ありがとうございます。

次に、議案第81号 掛川市都市計画税条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、資産税課の説明をお願いします。

榛葉資産税課長。

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

ただいまの資産税課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） これは、新しくつくったこの附則の第7項については、年限度も3年というのは、こう法定なんですね。ただ割合だけが若干各市で調整できる、そういうことなんだと。

○主査（寺田幸弘） 榛葉資産税課長。

○資産税課長（榛葉浩介） そのとおりです。

○主査（寺田幸弘） そのほか質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 後の項ずれも準則どおりということでもいいですね、当然のことながら。

○主査（寺田幸弘） 榛葉資産税課長。

○資産税課長（榛葉浩介） そのとおりです。

○主査（寺田幸弘） そのほか質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） それでは、質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） それでは、委員間討議を終結します。

それでは、分科会として、意思を決めたいと思います。

議案第81号の原案については、妥当ということによろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 原案は妥当とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

以上で、予算決算委員会総務分科会に送付されました議案の審査は終了いたしました。

そのほか、当局から何かございますか。

〔「ございません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） この後、総務委員会を予定しております。総務委員会につきましては、10時50分より開始したいと思います。10時50分からということで、引き続き全員協議会室にお集まりください。

それでは、閉会に当たりまして、藤澤副主査より挨拶をお願いいたします。

○副主査（藤澤恭子） 皆様、お疲れさまでございました。

予算決算委員会総務分科会、こうして初の分科会でしたけれども、大変円滑な審議ができたかと思えます。お疲れさまでございました。

午前10時39分 閉会